

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、糸魚川都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年7月30日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成25年8月8日（木） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
糸魚川市役所 203・204会議室
糸魚川市一の宮1丁目2番5号